

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

厚生年金関係

6 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 6 日から 31 年 6 月 1 日まで  
私は、昭和 30 年 4 月に A 事業所を退職し、同年 5 月 6 日から B 事業所に勤務していた。申立期間について、同事業所の厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 30 年 4 月に A 事業所を退職し、その際に健康保険証を事業主に返還したと主張しているが、退職した翌月 5 月の連休後から、実兄の経営する B 事業所での勤務を開始したと記憶しているのみで、退職した年を 30 年とする具体的な記憶は無い。

また、社会保険庁が保管する A 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の A 事業所での資格喪失日は、昭和 30 年 8 月 1 日であることが確認できるところ、当該資格喪失日は、A 事業所が昭和 30 年 8 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日と同日であり、当時の同僚 3 人も、同日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、健康保険の加入を条件に昭和 30 年 5 月から B 事業所で勤務を開始したと述べているが、B 事業所の事業主である申立人の実兄が、申立人が勤務開始後 1 年以上もの期間、健康保険及び厚生年金保険に加入させなかったとは考え難い上、A 事業所の事業主関係者から「適用事業所で無くなってからも事業は継続して行っていた。」との供述があることから、申立人は、同事業所が適用事業所に該当しなくなった 30 年 8 月以降も引き続き勤務しており、翌 31 年 5 月から B 事業所で勤務を開始し、同年 6 月から同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料を保有していない上、B事業所は既に廃業しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料等は残っておらず、申立てに係る事実を確認できる同僚等の供述も得られない。

その上、社会保険事務所が保管しているB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時において健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が昭和31年6月1日前に提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料をB事業所の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 44 年 2 月 21 日まで  
私は、昭和 28 年頃から 47 年 6 月まで A 事業所に勤務していた。同事業所の新規適用日が昭和 35 年 9 月 1 日であり、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された日雇労働者健康保険適用除外承認証及び同僚の供述等から、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 44 年 1 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、A 事業所が保有する申立人に係る日雇労働者健康保険適用除外承認証、正社員名簿及び同僚の供述等から、申立人が正社員になったのは、昭和 44 年 2 月 21 日であり、それまでの期間は臨時雇用であったことが確認できる。同事業所の人事担当者は、「厚生年金保険に加入できるのは正社員だけであり、臨時雇用の者は加入させていない。」と述べていることから、同事業所では、申立人は申立期間において臨時雇用であったため、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び同原票と、同事業所が保有する正社員名簿を照らし合わせたところ、正社員のみ厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保

険被保険者名簿及び同原票を確認したところ、健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が昭和44年2月21日前に提出された形跡は無い。

なお、A事業所における申立人の雇用保険の資格取得日についても、厚生年金保険被保険者の資格取得日と同日になっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から27年2月1日まで  
昭和25年4月1日にA社B工場に入社し、27年3月末に退社するまで引き続き勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。給料からは社会保険料も控除されていたと思うので、この期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B工場で勤務したと申立てているところ、当時の関係者の供述、A社の社史及び社会保険事務所が保管する事業所索引簿によると、当時、同社B工場の従業員に係る厚生年金保険被保険者資格に係る手続は、同社と同じ事業主が経営するC社において行われていたことが確認できる。

また、申立人と同じく昭和27年2月1日にC社B工場で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の供述から、申立人が申立期間において同社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の同僚から、採用当初は臨時従業員として採用されていた旨の供述があったほか、聞き取り調査のできた同僚も、申立人と同様に、勤務の始期と厚生年金保険の加入時期に1年以上の差異があることから、当時、同社B工場においては、採用した従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得手続を採用後直ちに行っていた状況はうかがえない。

また、社会保険事務所が保管するC社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、不自然な点はみられない。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことについて確認できる給与明細等の資料を保有しておらず、保険料控除をうかがわせる同僚等の供述も得られない上、C社にも当時の人事記録及び社会保険等関係資料は残っておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月1日から62年9月1日まで

申立期間における厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が、実際の支給金額に見合う標準報酬月額より相当低額になっている。また、昭和59年10月からの標準報酬月額が訂正・取消処理されているが、事業主等からの説明がない。特に、昭和59年10月から60年7月までの標準報酬月額が著しく低くなっている。正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の給与支払明細書における厚生年金保険料控除額は、申立人の当時の報酬等の金額を基に所定の方法で算定された標準報酬月額に係る厚生年金保険料より低い額となっている。

しかし、この給与支払明細書における厚生年金保険料控除額は、事業主が届出した申立人の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料と同額であることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

また、社会保険事務所が保管している申立人に係るA社の被保険者名簿を確認したところ、昭和59年10月の標準報酬月額は6万8,000円と記録されていることから、オンライン記録作成時に誤って6万円と入力されていたものを、申立人への説明がないまま、訂正処理されたものと推察され、特に不自然な点は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで  
昭和 37 年 5 月から、42 年 2 月に国民年金に切り替えるまで A 事業所で厚生年金保険に加入していた。同事業所には継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述等から、申立人が A 事業所で勤務していたことは推認することができるものの、A 事業所では、当時の人事記録、社会保険等関係資料を保存していないとしており、申立人の当該事業所において勤務した時期及び期間を特定できない。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所の被保険者原票を確認したところ、申立期間における申立人及び同僚に係る被保険者資格の取得及び喪失の記載に不自然な点は見当たらない上、申立人が同事業所で昭和 41 年 2 月に被保険者資格を再取得した時に、新たな健康保険番号が付されていることから、事業主から申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届の提出は適正になされたものと思われる。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる資料を保有しておらず、同僚等から保険料控除の事実をうかがわせる供述も得られず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 5 月 6 日から 34 年 1 月 4 日まで  
③ 昭和 34 年 8 月 5 日から 35 年 3 月 1 日まで  
④ 昭和 35 年 4 月 15 日から同年 9 月 15 日まで

私は、昭和 28 年 4 月から 29 年 9 月までと 32 年 6 月から 35 年 9 月までの期間に A 社で勤務したが、申立期間について厚生年金保険加入の記録が無い。途中、休職していた期間があるが、それ以外は勤務していたので未加入となるのは納得できない。それを証明するものは無いが、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚は、「申立人が A 社で勤務していたことは覚えているが、申立期間に勤務していたかはわからない。」と供述し、申立人及び A 社から資料の提出が無いことから、申立人が申立期間に A 社で勤務していたことは確認できない。

また、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間①については、健康保険番号は順番に払い出されており、欠番が無く、申立人の氏名の記載がないことから事業主による厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡が無い。また、申立期間②、③及び④については、申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の記載に不審な点はないことから、一連の事業主から申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届の提出は適正になされたものと思われる。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる資料を保有しておらず、同僚等の供述も得られない上、A 社は平成 14 年に全喪しており、当時の

人事記録、社会保険等関係資料は保存されておらず、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。